

東アジアの環境協力の進展

野 口 剛 嗣 (早稲田大学社会科学部助手)

促進するために必要な要件について検討する。

はじめに

環境問題はいまや、国境を越える問題として知られている。東アジア地域¹でも、それは例外ではない。だが、東アジアはきわめて多様な地域と国家によって形成されている。この地域において有効な地域環境レジームは実現可能であろうか²。

東アジア各国がもつ相違点として、まず第1に、地理的要因が挙げられる。東アジア地域は非常に多彩な気候風土を持つため、各国が異なる環境問題と影響に直面している。

第2に、経済的な要因が挙げられる。環境問題は、経済発展状況に大きく左右される。過剰浪費が原因である環境破壊と貧困が原因である環境破壊が同時進行している。

第3に、政治的要因が挙げられる。南北朝鮮と中国・台湾問題のような政治的対立がいまだに残る。さらに、京都議定書のような国際協定が影響する範囲の違いも、優先順位に影響を与える。

これらの相違は必然的に、各国で重視される環境問題の違いにもつながる³。本稿では、東アジア地域における環境対策と環境協力の進展を概観し、東アジア地域の環境協力の特徴と課題を明らかにする。その上で、東アジアにおいて、各国の相違を越えて、より実効力を持つ国際環境協力を

1. 東アジアにおける環境対策の進展

経済成長や工業化の進展状況に伴い、直面する環境問題は変化する。

世界銀行は環境問題を経済成長の段階により3つにパターンに分類した⁴。

タイプ1が衛生的な水のアクセスの不足など貧困による環境問題で、経済発展と共に解決する。

タイプ2がSO_xの排出などの工業生産が原因の環境問題で、ある一定程度の経済発展と共に、技術や規制の導入によって解決する。

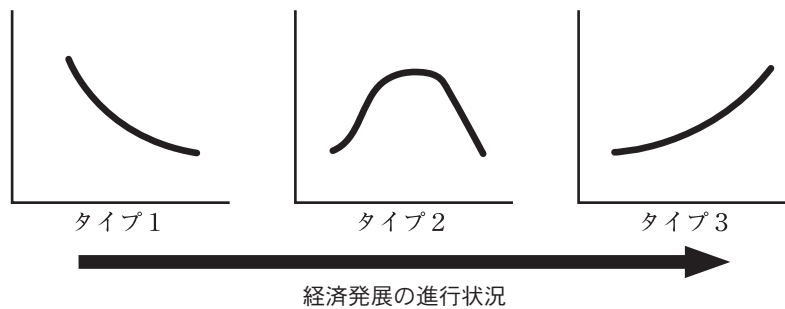
タイプ3が温室効果ガス排出や廃棄物問題のような消費とライフスタイルに関連した環境問題で、消費が大きくなるほど深刻化する。タイプ3の問題では、技術開発が進んでも、消費が拡大することによってその効果が相殺されてしまう。故に、タイプ3の問題を解決するためには、従来の大量消費型社会の見直しを含む構造転換が必要である。

現在の東アジア地域ではこれらの3つのタイプの環境問題が同時進行しているのである。これらの3つのタイプの環境問題に対する有効な処方箋はそれぞれ異なる。故に単純に経済と環境の対立構造で問題を捉えるべきではない。経済成長と環

キーワード：

国際環境協力、環境ガバナンス、日中韓協力、日本のイニシアティブ、EANET

図1 環境破壊の3類型



(出所：Xuemei Bai and Hidefumi Imura “A Comparative Study of Urban Environment in East Asia: Stage Model of Urban Environmental Evolution”, *International Review for Environmental Strategies*, Vol.1, No.1, 2000. により作成)

境問題の内容が問われなければならないのである。

東アジアの先進国である日本はどのように環境規制を進めてきたのであろうか。1991年に発表されたOECDレポートでは日本の環境政策の成功を高く評価している。その要因として、技術利用を促進する規制手法の適用、環境関連開発への多額の投資、地方自治体による厳しい条例・要綱や企業との協定が挙げられている⁵。

すなわち、技術開発重視と多様なアクターの参加により、経済成長と環境保護の両立を達成したとされている。

ただし、技術開発によって対応可能なタイプ2の環境問題への対策では非常に優れた成果を実現した日本だが、消費の増加に伴うタイプ3の環境問題への対策は順調であるとは言いがたい⁶。

また、日本の環境アセスメント制度は1998年ようやく確立されたが、これは中国やインドネシアなど、いくつかの東アジア諸国に遅れをとっている⁷。日本は対症的な環境規制や技術開発においては優れた成果を収めてきたが、環境適合型社会へ構造転換する取り組みが遅れている。

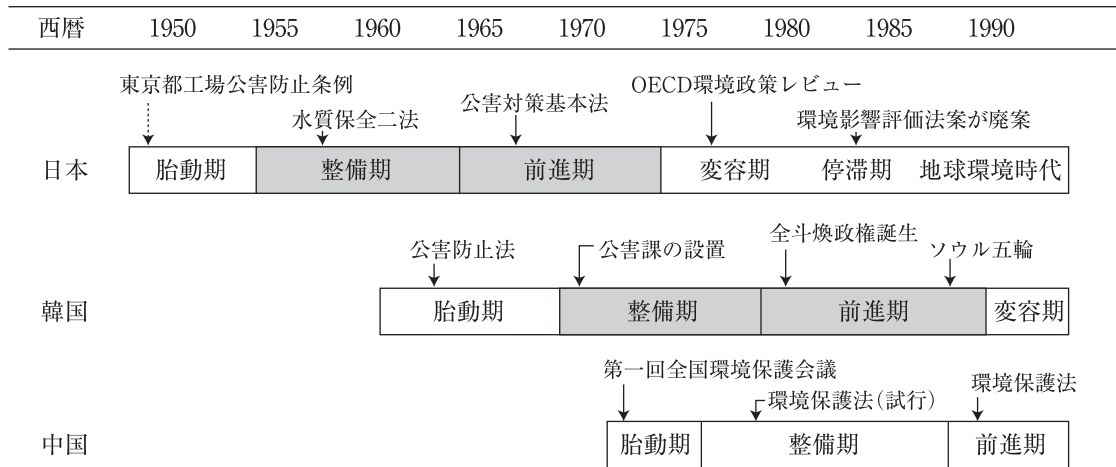
一方、タイプ1とタイプ2の問題に直面している途上国が、環境問題解決の処方箋を経済成長と考えて、経済成長の足かせになる規制に消極的になってもおかしくはない。加えて、経済発展の早期段階では環境悪化が増大するが、経済発展の進展により環境の質が改善されるとする環境クズ

ネッツ曲線という考え方がある⁸。この考えによれば、経済成長が十分ではない途上国においては、環境規制のレベルが低くならざるをえない。

だが、東アジア各国の環境法の整備状況を見ると、経済発展以上に環境規制の進展の速度は速い。原嶋と森田は日中韓の環境法制度と経済発展状況を検証し、図2のように、中韓では日本の経験と比べ、経済発展の進展より環境法制度の整備の速度が速いことを明らかにした⁹。原嶋・森田論文が書かれた1995年以降の状況を見ても、表1に見られるとおり、中韓の環境法の進展は著しい。たとえば、中国は、2010年までにエネルギー消費の10%を再生可能エネルギーで賄う目標を掲げ、2005年に再生可能エネルギー法を策定した。このように、環境法制度の分野では、日本とは異なる、あるいは進んだ環境法制度の整備を目指す意欲が見てとれる。ただし、直面する環境問題の優先順位が異なるため、整備される環境法規制に、各国で相違があることも否めない。

環境対策は以下の5つに分類できる。第1が省エネや脱硫装置などの技術開発による対策、第2が企業との自主協定などの多様なアクターの自発的意思による対策、第3が罰則や環境税などの法制度による対策、第4が排出権取引のように環境に値段をつけて市場に任せる対策、第5がライフスタイルの転換や発展のあり方を再考する価値観の転換である。これらの5つの対策が相互作用し

図2 環境政策の発展過程の時間的な比較



(出所：原嶋洋平・森田恒幸「東アジア諸国の環境政策の発展過程の比較分析」『計画行政』18号、1995年。
原嶋洋平「環境政策に関する日、韓、中の比較研究」『Human Security』2000年3月。)

つつ、環境対策は進展していくと考えられる。

政府による法制度面での対策だけでは環境対策としては不十分であることは間違いない。また、経済成長が環境対策を必ず促進するというわけでもない。環境意識をもつ多様なアクターによる総合的な対策が必要である。このような対策を適切かつ迅速に行うために、国境を越える重層的な環境協力は不可欠である。

2. 東アジアの環境協力の展開

具体的な国際環境協力の進展の歴史について触れる前に、本稿における重要な概念である環境ガバナンスと環境レジームについて整理を行いたい。

Rosenau は国際政治の分野において、「政府なき統治」という概念を提示し、政府 (government) と統治 (governance) の乖離を明らかにした¹⁰。たとえ中央政府の存在がなくても、規範やルールが遵守される過程や状態は存在する¹¹。さらに、政府の限界が明らかになるにつれて、国際関係のみならず、国家レベル、地方自治レベル、企業レベルなど幅広いレベルでガバナンスという用語が使用されるようになった。だが、適用されるレベル

や問題領域に応じて、ガバナンスの定義も捉え方も異なり、統一的な見解は存在しない。

ただし、グローバル・ガバナンス委員会がガバナンスを「個人と機関、私と公とが、共通の問題に取り組む多くの方法の集まり」¹²と定義したように、ガバナンス論では、ガバナンスに多様なアクターが参加することが当然の前提となっている。

環境ガバナンスは、環境に関わりを持つあらゆる利害関係者が互いに協力を行いながら問題解決に取り組む方法や手段の集まりと考えることができよう。各アクターが自らの役割と得意分野を認識して活動し、さらに各アクター間のパートナーシップを構築・促進することにより環境対策を実現していくプロセスこそが、環境ガバナンスが進展している状態と考えることができる。環境ガバナンスは、グローバル、リージョナル、ナショナル、ローカルとマルチレベルで相互作用をしながら進展する。

Hempel によれば、効果的な環境ガバナンスを実現するためにはグローバル、ローカル双方の目標を高めねばならず、主権国家が有する環境への権限を超国家主体と地域コミュニティに再分配しなければならないだろうとしている¹³。

表1 東アジア各国の主要環境関連法制整備状況（1990年代以降）

年度	国名	分類	事項
1990	日本	地球環境	地球温暖化防止行動計画策定
	韓国	総合	環境政策基本法制定。自然環境保全基本計画を策定
	韓国	官庁設立	環境処を設立
	インドネシア	官庁設立	環境影響管理庁設置
	インドネシア	生態系	天然資源保全及び生態系保護法制定
	フィリピン	廃棄物	有毒物質・有害核廃棄物管理法
	ラオス	生態系	森林伐採を全面禁止。木材開発禁止令制定
1991	韓国	廃棄物	廃棄物管理法制定
	ロシア	総合	連邦自然環境保護法制定
	ベトナム	生態系	森林保護開発法採択
1992	フィリピン	生態系	原生林伐採を禁止
	タイ	官庁設立	科学技術環境省を設置
	タイ	環境アセス	国家環境保全法が改正。環境アセスメントの義務化
	ベトナム	生態系	木材輸出の全面禁止決定
	カンボジア	生態系	材木輸出禁止決定発表
1993	日本	総合	環境基本法公布。日本のアジェンダ21行動計画を決定。
	ベトナム	官庁設立	科学技術環境部発足
	ベトナム	総合	環境保護法制定
	カンボジア	官庁設立	環境省設立
	カンボジア	総合	自然保護法公布
1994	中国	総合	「中国アジェンダ21」を採択
	インドネシア	廃棄物	有害廃棄物規定法
1995	モンゴル	総合	環境保護法を制定
	韓国	廃棄物	一回用品使用規正法
	ロシア	環境アセス	国家エコロジー監査法制定
1996	北朝鮮	官庁設立	環境保護部（省に相当）を新設
	中国	廃棄物	固体廃棄物環境汚染防止法
	ロシア	官庁設立	天然資源省および環境保護国家委員会設立
1997	日本	廃棄物	容器包装リサイクル法制定
	日本	環境アセス	環境影響評価法が成立
	韓国	エネルギー	エネルギー利用合理化法制定
1998	日本	地球環境	地球温暖化対策推進法制定
	モンゴル	環境アセス	環境影響評価法制定
1999	モンゴル	地球環境、大気汚染	国家オゾン層保護計画、国家大気汚染防止計画を策定
	フィリピン	大気汚染	大気浄化法成立
	シンガポール	総合	環境汚染規制法（EPCA）制定。
	ラオス	総合	環境保護法制定
2000	日本	総合	循環型社会形成推進基本法制定
	韓国	地球環境	地球温暖化防止対策法制定
	中国	廃棄物	発泡プラスチックの使い捨て容器の使用・製造禁止
	フィリピン	大気汚染	大気汚染防止法制定
	マレーシア	廃棄物	国家リサイクルプログラムが開始
	カンボジア	環境アセス	大気汚染制御および騒音公害に関する政令を公布
2001	日本	廃棄物	資源有効利用促進法
2002	北朝鮮	環境アセス	共和国国土計画法を制定。環境影響評価の義務づけ
	中国	環境アセス	環境影響評価法制定
	韓国	廃棄物、海洋保全	海洋ゴミ買取り制度を制定
	ラオス	官庁設立	国家環境委員会を発足
2003	モンゴル	廃棄物	家庭産業廃棄物法制定
2004	北朝鮮	総合	環境状況に対する初めての報告書
2005	中国	エネルギー	再生可能エネルギー促進法制定

(表1、表2共に筆者作成、峯田史郎編集協力)

表2 東アジア多国間環境協力年表

	JPN	KOR	PRK	CH	ONN	RUS	DN	PHI	THI	MAL	SIN	VE	RAO	MYA	CAM	タイプ	内 容
1978							○	○	○	○	○					①	「ASEAN 環境プログラム」(ASEP) 第1プログラム(1978～83年) 開始
1981							○	○	○	○	○					①	ASEAN 第1回環境大臣会議で「ASEAN 環境に関するマニラ宣言」採択
1984							○	○	○	○	○					①	遺産公園と保存に関する ASEAN 宣言
1985	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	①	第1回アジア太平洋環境と開発に関する関係国会(以後5年ごとに開催)
							○	○	○	○	○					③	ASEAN 自然及び自然資源の保護に関する条約(発効せず)
1987							○	○	○	○	○					①	「環境に関する ASEAN 高級事務官会合」(ASOEN) 設置決定
1991	○	○		○	○		○	○	○	○	○	○				①	アジア・太平洋環境会議(エコアジア) が東京で開幕
1992	○	○		○	○	○										①	北東アジア環境協力会議(NEAC) 発足
		○	○	○			○	○	○	○	○	○				①	第2回「発展途上国環境・発展関係級会議」が開催。クアラルンプール宣言採択
				○					○	○	○	○				①P	拡大メコン河地域経済協力プログラム(GMS) 発足
1993	○	○	○	○	○	○										①②P	北東アジア地域環境プログラム(NEASPEC) 開始。
	○	○		○	○	○										①	北東アジア環境協力高級事務レベル会議(ESCAP) 発足
1994	○	○		○	○	○										②③	北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP) 採択
1995		○	○	○	○	○										P	豆満江経済開発地域及び北東アジアの開発における環境問題に関する覚書き調印
							○	○	○	○	○	○				③	越境汚染に関する ASEAN 協力計画
									○			○	○			①③P	「メコン川流域の持続可能な開発のための協力に関する協定」合意。
1996	○	○		○			○	○	○	○	○	○				②	東アジアの有害化学物質の監視ネットワークがスタート。国連大学と8カ国が参加
	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				②	「東アジア・オーストラリア地域シギ・チドリ類重要生息地ネットワーク」発足
	○	○		○												②	日中韓大気汚染物質長距離越境移動研究プロジェクト(LTP) 開始
				○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	P	ASEAN メコン川流域開発協力会議が発足し、初の関係級会合がマレーシアで実施
	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○				②	アジア・太平洋地域の共同研究体、「アジア太平洋地球変動研究ネットワーク」が発足
1997	○	○	○	○	○	○										②	「北東アジア地域ツル類重要生息地ネットワーク」が構築決定
							○	○	○	○	○	○	○	○	○	②	ASEAN 第7回環境大臣会合。ASEAN 地域生物多様性保全センター設立に合意
1998	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	②	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク第1回政府間会合
	○			○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	①	東南アジア生物圏保護区ネットワーク(SeaBRnet) 発足
1999	○	○		○	○	○										①	日中韓3カ国環境大臣会合(TEMM)
	○	○		○	○	○										②	「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」が発足
2001	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	②	アジア太平洋環境イノベーション戦略プロジェクト(APES) 開始
		○	○	○	○	○										P	豆満江環境保全プロジェクト(～2002)
2002	○	○		○			○		○	○	○	○				①	第1回アジア欧州会合環境大臣会合
	○			○			○		○						○	①②③	アジア森林パートナーシップ(AFP) 第1回実施促進会合が開催
	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○	○	○	①	第1回 ASEAN + 3(日、中、韓) 環境大臣会合がラオスのビエンチャンで開催。
							○	○	○	○	○	○	○	○	○	④	ASEAN 越境煙霧協定調印
2003	○	○		○		○										③	NOWPAP 政府間会合で決定した「油流出事故研究対応計画」が署名、実施
	○	○		○	○											②	ADB-GEF 黄砂対策プロジェクト開始
2004	○	○		○			○	○	○	○	○	○			○	②	「アジア有害廃棄物不法輸出入防止国際ネットワーク」開設
	○			○			○	○	○	○	○	○			○	①	「アジア河川流域機関ネットワーク」(NARBO) が発足
2005	○	○		○												①P	クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップが設立。
	○	○		○		○	○	○	○	○	○	○				①	3R イニシアティブ関係国会。日本が主催し、世界20カ国が参加。
	○	○		○								○	○	○	○	①	日中韓が循環型社会に向けた共同声明
				○								○	○	○	○	②P	拡大メコン圏首脳会議(GMS) が生物多様性保全回廊イニシアティブを承認
2006	○	○		○			○	○	○	○	○	○	○		○	①	アジア3R推進会議。アジアの19カ国が参加
		○	○	○												P	「黄海広域海洋生態系」事業に北朝鮮参加

注1、国名は JPN=日本、KOR=韓国、PRK=北朝鮮、CH=中国、MON=モンゴル、RUS=ロシア(ソ連)、DN=インドネシア、PHI=フィリピン、THI=タイ、MAL=マレーシア、SIN=シンガポール、VE=ベトナム、RAO=ラオス、MYA=ミャンマー、CAM=カンボジア。

注2、タイプは ①=政策対話スキームによる環境問題認識の共有、②=共通手法による環境汚染の共同モニタリング、③=特定の問題に対する法的拘束力を持たない共通の環境対策計画、④=条約・議定書による環境汚染の統一的規制、P=援助・開発による共同プロジェクトを示す。

レジームについては、「国際関係の特定の分野における明示的あるいは黙示的な、原理、規範、ルール、そして意志決定の手続きの集まりであり、それを中心として行為者の期待が収斂していくもの」¹⁴ という Krasner の定義が有名である。ただし、現在存在する大多数の環境レジームは、枠組み条約を軸として、定期的な締約国会議を開催し、そこでの合意によって国際的な規制を決定する手法がとられている。そのため、現在の地球環境レジームの研究動向を見ると、多様なアクターによる水平的な協調というよりも、条約を中核とした国家間合意に焦点が当てられる傾向が見られる。本稿における「環境レジーム」も、枠組み条約を中核とした国家間の合意形成ルールとそれに伴う規制を想定している。

このようなレジーム論とガバナンス論の存在を念頭に置きながら、東アジア地域における国際環境協力の歴史的経過を概観する。

(1) 国家間協力の進展

表2は、東アジア地域の主要な多国間環境協力の進展状況をまとめたものである。多国間環境協力は、技術支援や援助を含む共同プロジェクトと、多国間環境規制の大きく2つの形態に分類できる。多国間環境規制は、対話から統一的規制まで、そのレベルに応じて段階的に分類することができる。具体的には、①政策対話スキームによる環境問題認識の共有、②共通手法による環境汚染の共同モニタリング、③特定の問題に対する法的拘束力を持たない共通の環境対策計画、④条約・議定書による環境汚染の統一的規制、の4段階である。

東北アジアにおいては、冷戦の終了に伴い、①の段階の環境協力対話枠組みが急速に進展した。「北東アジア地域環境プログラム」(NEASPEC)¹⁵ など、定期的協議を行う東北アジアの多国間環境協力の出発点は1990年代前半に集中している。

ASEANでは80年代から環境大臣会合を実施し、①の段階を満たしてきた。

②の形態として「東アジア酸性雨モニタリングネットワーク」(EANET) やアジア有害廃棄物輸出入防止国際ネットワークが挙げられる。

③の段階の法的拘束力を持たない共通の環境対策計画は、「北西太平洋地域海行動計画」(NOWPAP)¹⁶ の油流出事故緊急時対応計画などが挙げられる。

④の段階への国際協力は、ASEAN 煙霧協定が挙げられる。ASEAN 煙霧協定により、東アジア地域では初めて法的拘束力を持つ統一的規制が達成されることになった。

NOWPAP 油流出事故緊急時対応計画はナホトカ号事故、ASEAN 煙霧協定はインドネシア大火災という、近隣諸国に明確なショックを与える事件の教訓を生かして制定された。純粋な科学的知見の成果で、③、④の段階に至ったのではない。

②のモニタリングによる科学的知見の共有で、③、④の段階に移行しつつある事例として、EANET が挙げられる。EANET は、地理的要因の相違を越えて、東アジアのほぼ全域の国々の参加が実現した環境協力枠組みである。EANET は国際地域協定化をめざして、資金拠出や法的性格についての議論が進められている¹⁷。EANET を土台とした酸性雨問題に対する多国間環境規制が、今後の東アジアの地域環境レジーム形成をめぐる重要な先行事例となることは間違いない。

欧州の酸性雨問題¹⁸では、冷戦対立構造を超えて環境協力が実現し、1979年には東西両陣営諸国が参加する形で④の段階である長距離越境大気汚染条約が調印されている。この欧州の事例は、国際環境協力が、既存の政治的緊張関係を緩和する一つのきっかけになりうることを示している。

表3 国際環境協力の進展の東アジアと欧州との比較

段階	東アジア	欧州（酸性雨問題）
①政策対話スキームによる環境問題認識の共有	北東アジア環境協力会議（1992年） 日中韓3カ国環境大臣会合（1999年）	ストックホルム国連人間環境会議（1972年） 環境酸性化に関するストックホルム会議（1982年）
②共通手法による環境汚染の共同モニタリング	東アジア酸性雨モニタリングネットワーク（2001年）	OECD大気汚染物質長距離移動計測共同計画（1972年） 欧州監視評価共同プログラム（1977年） 欧州監視評価計画議定書（1984年）
③特定の問題に対する法的拘束力を持たない共通の環境対策計画	北西太平洋地域海行動計画油流出事故緊急時対応計画（2003年）	酸性雨に関するカナダ・欧州環境大臣会合で、30%クラブ結成（1984年）
④条約・議定書による環境汚染の統一的規制	ASEAN煙霧協定（2002年）	長距離越境大気汚染防止条約（1979年、ただし、規制は努力目標） ヘルシンキ議定書（1985年、拘束力を持つ一律削減協定）

(筆者作成)

（2）非国家アクターによる国際協力の進展

ここまで国家アクターによる国際協力の進展を概観したが、東アジアにおける非国家アクター間の国際協力はどのように進展したのであるだろうか。

1972年の国連人間環境会議に水俣病患者とその支援者が参加したように、市民による公害被害の国際的アピールは早い段階から行われてきた。

1990年代には、東アジアのNGOの間で、国境を越える本格的な環境対策を目指す連帯が始まった。1991年には、東アジア各国の環境NGOや専門家などが集まり、第1回「アジア・太平洋NGO環境会議」(APNEC)がバンコクで開催された。さらに、1994年の第3回APNECでは、アジア・太平洋各国・各地域の環境問題の情報を交換し、協力を推進させるための恒常的な組織の設置などが決議されている¹⁹。

1995年には、日本・韓国・中国・台湾・香港・モンゴル・ロシアの東アジア7カ国・地域の17団体の環境NGOによって、「東アジア大気行動ネットワーク」(AANE)が発足し、市民による実務的な環境対策協力がスタートした²⁰。

地方自治体間の国際協力の進展も見逃せない。

1996年には、「北東アジア地域自治体連合」(NEAR)が設立され、文化・経済・環境など様々

な分野での国際的な地方自治体協力を実現している。NEARには環境分科委員会が設立され、海辺の漂着物調査や渡り鳥の調査などの、地方自治体間の国際環境協力を実現した²¹。

このほかにも「アジア大都市ネットワーク21」²²などの都市間ネットワークが積極的な国際環境協力を推進している。

積極的な地方自治体の国際環境協力を推進している都市として北九州市が挙げられる²³。2000年には「クリーンな開発のための北九州イニシアティブ」が採択され、アジア太平洋地域の都市間環境協力が進められている。さらに北九州市は東南アジア中心の「アジア環境協力都市ネットワーク」と東北アジア中心の「東アジア都市会議」という二つの環境協力枠組みに参加することで、図3のように東アジア全域を結ぶ国際環境協力の都市間ネットワークにおける中心となっているのである。

図3 北九州市を中心とする環境ネットワーク



(出所・北九州市ホームページ)

このように、東アジア地域においても、非国家アクターによる国際環境協力関係が生み出されていた。1990年代中盤以降には、非国家アクターによる実務的な環境対策協力が、国家間合意に先行する形で動き始めているのである。

(3) 小括

この章で概観した東アジア地域の国際環境協力を整理することで、3つの特徴が見えてくる。

まず第1に、日本のイニシアティブの重要性である。東アジアの多国間環境協力では、いずれの環境問題でも、日本の政治的イニシアティブ・資金・技術・経験が大きな影響を与えている。EANETでは、資金の大半を日本が負担することで、資金負担が困難なカンボジアやラオスを含む多くの国の参加を促してきた²⁴。日本が直接関係しないメコン河流域の環境保全事業などの国際河川流域管理にも、日本の資金が投入されている²⁵。

国際環境対策参加のインセンティブを確保し、後発性の利益を確実に途上国に保証するために、

日本の支援は重要である。また、経済への悪影響なしに環境対策を進めてきた日本の経験は貴重である。日本の中央政府・地方自治体・環境NGOなどによる重層的な国際協力を推進することで、東アジア全域の環境知識と意識、そして環境技術の水準を高めることが、今後必要であろう。

第2に、圧倒的な人口と国土の広さを持つ中国の影響が挙げられる。中国の急速な工業化と経済発展は、その人口規模が巨大であるため、地球環境全体にも非常に大きな影響を及ぼす。その影響の巨大さ故に、中国が参加しなければ国際環境対策協力が無力化する危険がある。一例として、酸性雨問題では、表4に見られるとおり、中国での原因物質排出量は急増している。日本が気候変動枠組み条約事務局に提出した国家報告書によると、2003年の日本のSO₂排出量は84.9万トンであった²⁶。中国は日本の25倍以上のSO₂を排出していることになる。中国の参加がなければ東アジア地域の環境問題解決は不可能であろう。

その一方で、政治的要因により、中国の参加は、台湾の参加の困難性にもつながっている。

表4 中国のSO₂排出量(単位・1万トン)

1999年	1857
2000年	1995
2001年	1948
2002年	1927
2003年	2159
2004年	2255
2005年	2549

(出所・中国統計年鑑 2004、2005、2006 により筆者作成)

中国が環境対策を推進するインセンティブを日韓が供給できたことが、日中韓が緊密な環境協力を実現できた要因の一つとして挙げられる。ただし、越境環境協定交渉においては、潜在的な環境破壊能力すらも、交渉の手段として機能する。オゾン層保護問題では、潜在的オゾン層破壊物質生産・消費国である中国とインドは、不参加をちらつかせることで、先進国からの資金提供を勝ち取った事が指摘されている²⁷。被援助国であるとしても、中国の発言力が弱いというわけではない。

日本と中国の重要性は、東アジアの環境協力の非対称性を示している。東アジアにおいて地域環境レジームが実現したとしても、日中の参加がなければ、それが有効性をもちうるかは疑わしい。

第3に、地方自治体やNGOによる国境を越える下からの環境ガバナンスが、国家間の政治的対立の壁を越える形で、東アジアにおいても構築されているという点である。今後、このような環境ガバナンスをいかに強化するかが問われている。

3. 東アジアの環境ガバナンスの形成

本章では、東アジアにおいて、国際環境協力が進展した背景について検討したい。

東アジアの国際環境協力が急速に進展した1992年以降の東アジア主要各国の人間開発指数(HDI)、一人当たりGDP、一人当たりCO₂排出をまとめたのが表5である。

東南アジアにおいては、依然、一人当たりGDPでは大きな格差がある。だが、HDIの面では、

各国が急速に接近している。一人当たりCO₂排出では各国が急速な排出量の伸びを示しており、経済構造の著しい変化が読み取れる。

一方、東北アジアでは、韓国がすべての指標で急速に日本に迫っている。さらに中国も急速な経済成長を遂げている。ただし、HDIや一人当たりGDP、一人当たりCO₂排出のいずれにおいても、日韓と中国との格差は依然大きい。

ASEAN煙霧協定やEANETの事例から、対等な国際環境協力を進める上で、GDP格差が決定的な障壁にはなりえないことがわかる。

一方、一人当たりGDPが低水準であるにもかかわらずHDIが比較的高いベトナムは、3RイニシアティブなどのようなASEAN以外の環境協力枠組みにも積極的に参加する姿勢を見せている。

HDIの向上は教育水準の向上と衛生状態の改善も意味する。教育水準の向上は市民の環境意識の土台となる。さらに、貧困を原因とする劣悪な衛生状態が改善されることで、工業化や消費を原因とする環境問題への対策の優先順位が高まると考えられる。酸性雨や温暖化、廃棄物問題など、越境型環境問題の多くは工業化や過剰消費が原因の環境問題である。また、人間の生存が脅かされている状態で生態系保護に力を注ぐことは困難であろう。対等な環境協力を実現するためには問題意識の共有が必要である。HDIは、異なる経済成長を遂げた各国が問題意識を共有するための土台となっていると考えられる。

ただし、カンボジア、ラオスのようにHDIでもGDPでも下位にある国にとっては、環境保護のための資金拠出やモニタリング体制の整備は困難である²⁸。これらの国も含めた広範な参加を実現するために、経済力のある国の支援が重要であろう。

また、GDP格差が障壁になりえないとしても、経済的要因によって環境協力が無力化する危険がある。2004年に、中国は日本由来の廃プラスチック

表5 東アジア主要各国の生活水準・経済力・環境負荷の比較

		1987	1992	1997	2002
日本	人間開発指数	0.996	0.929	0.924	0.938
	一人当たり GDP	13135	19390	24070	26940
	一人当たり CO ₂ 排出	2.01	2.42	2.53	2.58
韓国	人間開発指数	0.903	0.859	0.852	0.888
	一人当たり GDP	4832	8320	13590	16950
	一人当たり CO ₂ 排出	1.18	1.81	2.52	2.55
中国	人間開発指数	0.716	0.644	0.701	0.745
	一人当たり GDP	2124	2946	3130	4580
	一人当たり CO ₂ 排出	0.55	0.61	0.72	0.73
北朝鮮	人間開発指数	0.789	0.733	0.766 ^{*2}	(データなし)
	一人当たり GDP	2000	3026	4058 ^{*2}	(データなし)
	一人当たり CO ₂ 排出	2.69	3.39	2.94	1.73
シンガポール	人間開発指数	0.899	0.836	0.888	0.902
	一人当たり GDP	12790	14734	28460	24040
	一人当たり CO ₂ 排出	2.89	3.82	4.60	3.52
タイ	人間開発指数	0.783	0.798	0.753	0.768
	一人当たり GDP	2576	5270	6690	7010
	一人当たり CO ₂ 排出	0.29	0.60	0.95	1.00
マレーシア	人間開発指数	0.800	0.794	0.768	0.763
	一人当たり GDP	3849	7400	8140	9120
	一人当たり CO ₂ 排出	0.67	1.07	1.63	1.72
フィリピン	人間開発指数	0.714	0.621	0.740	0.753
	一人当たり GDP	1878	2440	3520	4170
	一人当たり CO ₂ 排出	0.16	0.21	0.29	0.25
インドネシア	人間開発指数	0.591	0.586	0.681	0.692
	一人当たり GDP	1660	2730	3490	3230
	一人当たり CO ₂ 排出	0.20	0.27	0.34	0.39
ベトナム	人間開発指数	0.608	0.514	0.664	0.691
	一人当たり GDP	1000	1250	1630	2300
	一人当たり CO ₂ 排出	0.11	0.09	0.15	0.23
ラオス	人間開発指数	0.506	0.420	0.491	0.534
	一人当たり GDP	1000	1760	1300	1720
	一人当たり CO ₂ 排出	0.01	0.02	0.04	0.06
カンボジア	人間開発指数	0.178 ^{*1}	0.337	0.514	0.568
	一人当たり GDP	1000 ^{*1}	1250	1290	2060
	一人当たり CO ₂ 排出	0.02	0.01	0.01	0.01

出所・UNDP、Human Development Report 各年度版および、Carbon Dioxide Analysis Center 資料より筆者作成。

一人当たり CO₂ 排出の単位は炭素換算メートルトン、一人当たり GDP の単位は PPP ドル。

* 1 のカンボジアのデータは 1990 年のもの。

* 2 の北朝鮮のデータは 1995 年のもの。北朝鮮の HDI は 1995 年以後公表されていない。

ク輸入停止決定を下した。だが、この事件以後も日本の処理体制は改善されていない。日本から香港への輸出が急増し、香港を経由した迂回ルートが増大する結果に終わったとの指摘がある²⁹。

現在、日本・ASEAN 包括的経済連携構想の下、日本と ASEAN 各国と経済連携協定 (EPA) が協議されている³⁰。日本・ASEAN 間 EPA の大筋合意や共同声明を見ると、いずれの合意・声明もエネルギー・環境分野協力が含まれている³¹。

FTA ではなく、より協力対象範囲の広い EPA を中心に協力体制が推進されている点に、単なる経済関係に留まらない日本の東アジア共同体形成戦略の一端が見てとれる。

経済のグローバル化が進行する中では、有効な環境対策協力を実現するために、多国間で多様なアクターによる総合的な対策と協力が必要である。東アジア地域の大きな課題であろう。

では、対策に参加するアクターの状況を検討してみよう。Haas は、地域環境レジームの構築に必要な5つの要素を挙げている。(1)国家的リーダーシップの必要性、(2)国際機関の参加、(3)多国間科学ネットワークの設立、(4)NGOの参加、(5)一般市民の関心、の5つである³²。

(1)に関しては、日本の存在が挙げられる。酸性雨、廃棄物対策、生物多様性などの東アジアの多国間環境協力の実現は、日本のイニシアティブと資金力の影響によるところが大きい。

(2)の国際機関の参加については、国連環境計画 (UNEP) の地域海行動計画である NOWPAP をはじめ、UNEP が事務局を務める EANET、国連開発計画 (UNDP) などの支援があった「メコン河委員会」(MRC) など、国際機関の参加事例は数多い。これらの国際機関は、国際環境協力の出発点としての役割や、幅広い参加の実現と維持のための調整役など、重要な役割を果たしている。

1990年代後半からは、東アジアにおいて(3)の多国間科学ネットワークが急速に整備され、稼

動に成功している。EANET はその代表的な事例といえる。環境問題に対する情報は、その分析手法などによって全く異なる結果が生じうる。たとえば、酸性雨問題では、日本に沈着する SO_x の中国からの寄与は、研究グループによって49%から3%と大きく開きが生じているという³³。多国間科学ネットワークは、共通の手法で実際の影響を把握し、国際環境対策を進める土台を築く上で必要な存在である。このような科学ネットワークは、自国に有利な科学的知見のみを利用しようとすることで生じる国際的対立を防止するために、多国間であることに意味がある。

(4)のNGOの参加の重要性も、東アジアの国際交渉の舞台で認められつつある。2005年の3Rイニシアティブ閣僚会合では、NGOに3R活動の実施、普及啓発、民間・政府の取組の監視という役割があることに合意した³⁴。「アジア森林パートナーシップ」(AFP)では、NGOが国家と対等の立場で協力に参加することが認められている。

ただし、実際のNGOの能力が十分なものであるかは疑わしい。現在、AANEAは資金不足などの理由により、活動をほぼ停止しているという³⁵。国家に対抗しうるほどの専門性を持つ国際的な環境NGOのネットワークは、東アジアにおいて実現しているとはいいがたい。

NGOへの参加者も欧米に比べると極めて少ない。2004年の段階で、グリーンピースの会員数は日本では約5500人、中国では約2万人であるのに対して、ドイツでは約53万人、オランダでは約67万人にもなる³⁶。日本最大規模の環境NGOである日本野鳥の会の会員数も約5万人にすぎず³⁷、日本と欧米における環境NGOへの参加者数の違いは歴然としている。このような会員数の違いはそのまま、活動資金と活動力の違いにつながる。ドイツ最大規模の環境NGO、BUNDの2005年の年間収入は約1300万ユーロ(約20億5000万円)で、80%以上が会費や寄付による

収入である³⁸。一方日本最大規模の環境 NGO、日本野鳥の会の 2006 年の収入は約 11 億円だが、会費や寄付による収入は 30%未満で、事業収入が約 57%を占める³⁹。

中国では、政治的圧力がある中でも環境 NGO の規模と影響力が拡大し、行動の種類も多様化している⁴⁰。「中国政法大学公害被害者法律援助センター」(CLAPV) のような、環境問題の被害者を法律の側面から支援する環境 NGO も登場している。こうした活動が、中国全体の環境意識を向上させることが期待される。ただし、NGO の活動に対する共産党と国の管理を何としても強力に維持しようとする政府の政治的圧力が存在するため、自由な活動が阻害されているという指摘がある⁴¹。

Haas は挙げていないが地方自治体の役割も重要である。日本の公害対策は地方自治体による条例制定によって進展した側面が大きい。これは、日本の環境対策の経験が地方に蓄積されているこ

とを意味する。また、日本の酸性雨研究では、地方自治体レベルでの研究成果が、国家レベルでの調査を補完し、かつ信頼性を高めている⁴²。

地方自治体や市民・NGO などによる国際的な協力や連帯が、この地域における環境問題への意識を高め、実効力のある取り組みを生み出すきっかけともなっている。日本海での海洋浮遊ごみ対策は、地方自治体間の国際協力が国家間協力に発展した事例である。北京と台北が共に共同宣言に参加した「アジア大都市ネットワーク 21」や北朝鮮の自治体 2 つが参加する NEAR のように、国家間協力を行いにくい国・地域の自治体が共に参加する地方自治体間国際環境協力も実現している。

政府間交渉でも地方自治体の重要性は認識されている。2005 年の NOWPAP 第 10 回政府間合会では、日本が、海洋ゴミ問題に対して NGO や地方自治体との協力の重要性を強調した⁴³。

(5) の市民の環境意識はどうだろうか。表 6 は、

表 6 日韓中 3 カ国合同世論調査環境関連項目 (数字は%)

◆地球規模での環境が変化する地球環境問題についてうかがいます。あなたは、地球環境の現状にどの程度関心がありますか。			
	日本	韓国	中国
大に関心がある	40	28	41
ある程度関心がある	48	61	47
あまり関心がない	9	10	9
全く関心がない	2	1	1
◆地球の気温が上がり、気候が変化する地球温暖化についてお聞きします。あなた自身の問題として、地球温暖化を身近に感じていますか。感じていませんか。			
感じている	76	78	85
感じていない	21	22	14
◆温暖化を防ぐためには、二酸化炭素などの温室効果ガスを減らすため、エネルギーの消費を減らさなくてはなりません。暮らしの面でも、電気や自動車の使用を今より制限する必要があります。あなたはそのような生活を受け入れられませんか。			
受け入れられる	66	90	70
受け入れられない	25	10	30

注・「その他・答えない」の項目は省略した。

出所・『朝日新聞』2005 年 4 月 27 日朝刊、および、『朝日総研リポート Air21』第 181 号、朝日新聞社、2005 年 6 月、134～135 ページ、159～160 ページ、をもとに筆者作成。

2005年に朝日新聞社などが行った日韓中3カ国世論調査の環境関連設問の結果である。この調査によると、日韓中3カ国すべてで、90%近くの人が地球環境への関心を持っていることがわかる。また、地球温暖化防止のために生活水準を下げることに同意した割合が多数を占めている。

同じく2005年の日本の内閣府の日本人への調査では、環境と経済の関係について、「環境保全の取組を進めることは、経済発展につながる」との回答が31.8%、「環境保全の取組を進めることは、必ずしも経済発展を阻害するものではない」との回答が22.0%となり、環境と経済の両立が実現可能であるとする回答が過半数を超えた。一方、「環境保全は後回しにしても、経済発展を優先すべき」と答えた者の割合が3.2%に留まっている⁴⁴。

この結果からは、環境と経済の調和という持続可能な発展の言説が日本において深く浸透していることをうかがわせる。

韓国ではどうであろうか。具は1982年から1992年までの世論状況を分析し、この時期に韓国での環境意識が急激に深化・拡散しているとした⁴⁵。

だが、韓国の国会運営委員会が韓国政党学会に依頼して行った2005年の世論調査では、54%が「経済成長が環境保護より重要」と答え、環境意識の低下を示した。1995年のギャラップ調査では「経済成長が多少遅延したとしても、環境保護を優先すべき」が89%と圧倒的に多かったという⁴⁶。

世論調査結果では中国における環境問題への認識が非常に高いことが伺える。しかし、これは中国国民が環境保護に積極的に行動していることを意味するわけではない。李は、中央政府が環境対策への意欲を持っているのに対し、その他の主体がそうした意欲を持っていないことを問題視している⁴⁷。中央政府にすべてをゆだね、他の主体が具体的な行動をとらないのであれば、有効な環境

保護活動を実現できるかは疑わしい。具体的な行動や痛みを伴う段階において、市民が環境保護意識を保ち続けることができるかが問われている。

東北アジアを中心に、各アクターの国際環境対策への関与状況を検討した。未だ十分とはいいがたいが、国境を越える環境ガバナンスは着実に進展し、国際環境協力を後押ししているといえよう。環境保護意識の高いアクターを中心とした協力と交流により、各アクターの意思と能力は向上しており、枠組み条約を中核とした地域環境レジーム形成の準備は整いつつあるのである。

おわりに

東アジア地域における環境協力の進展のために

第1章では、環境法制度の整備状況から、東アジア全域で環境対策の重要性が認識されていることを明らかにした。第2章では国際環境協力の進展状況を概観することで、東アジアでも、条約を中核とした地域環境レジームが実現しつつある段階にまで国際環境協力が進展していることを明らかにした。さらに、第3章では、地域環境レジームを有効に機能させる土台となる多様なアクターの参加が、東アジアにおいても着実に進展していることを明らかにした。ここまでの検討により、地理的要因や経済的要因を乗り越えて、国際環境協力が進展していることが明らかになった。

一方で、依然、政治的要因による障壁が国際環境協力の大きな阻害要因であることも見えてくる。とりわけ、東アジアの環境問題において、最も重要な国家である日本と中国が、それぞれ冷戦の残滓である日朝関係と中台関係という対立構造を克服できていない。このことが大きな阻害要因となり、東アジア全域をカバーする多国間環境対策協力が実現困難な状況となっている⁴⁸。最後に、このような政治的対立構造を乗り越えて、東アジア全域が目標を共有する実効力を持つ多国間環境対策協力を実現するための要件を検討したい。

UNEPが発行した2003年の北朝鮮の環境白書では、急速な森林劣化などの深刻な環境破壊の実態が報告されている⁴⁹。韓国の提唱によって設立されたNEASPECへの参加にみられるように、北朝鮮は環境協力については孤立路線を歩んでいるわけではない。2005年には中朝間で環境保護協定が結ばれている。計画の採択には加わらなかったものの、北朝鮮はNOWPAPの作成交渉には参加している。だが、現在のところ、日本主導の環境協力にはあまり参加できていない。

また、一つの中国という政治的立場を維持する中国への配慮から、この地域における多国間協定への台湾の参加は難しい状態にある。一例として、2005年7月には、日本と台湾の漁業交渉に対して、中国外交部が反対の意を示している⁵⁰。

北朝鮮と台湾が参加する国際環境対策協力を実現するためには、現在、3つの経路が考えられる。

まず、NGOや地方自治体などの非国家アクターの働きを強化・促進することである。これまでに見たようにNGOや地方自治体間協力であれば、中国と台湾の関係者が共通の課題に取り組むことができる。また、環境NGOと国家アクターによる国際環境協力も実現している。2002年12月には韓国の環境NGO、韓国環境運動連合と北朝鮮のチョン・クムジン内閣責任参事が、朝鮮半島の主要な河川源流域での環境調査事業を行うことに合意した⁵¹。このように下からの環境ガバナンスを構築することで、実質的に環境対策協力を進展させることは可能であろう。

第2に、日中韓が一つの軸となり、環境外交分野において相互補完的な役割を果たすことで、東アジアの機能的結合を推進することである。バイラテラルな協定を積み重ねることで、環境目標

や抜け穴防止対策を共有することが可能であろう。

実際、韓国と中国の協力プロジェクト「黄海広域海洋生態系」事業に北朝鮮も参加することが2006年11月に決まった。このように、中韓は、北朝鮮の核実験という政治的危機の後であっても、北朝鮮を枠内に取り込んだ上で多国間環境協力を進めようとしている。また、2005年12月に日本と台湾との間で有害廃棄物に関する協定が結ばれた。台湾が、環境保護に関するバイラテラルな協定を締結したのは、この事例が初めてである⁵²。

第3に、既存の地球環境レジームを積極的に利用する方法が挙げられる。中国との関係上、台湾は地球環境関連条約に加盟できていない。だが、台湾はワシントン条約⁵³やバーゼル条約⁵⁴などのいくつかの環境条約に対し、条約参加国にならずとも、その規制に従う意向を示している⁵⁵。

冷戦時においても東西諸国間の環境協力が実現した欧州の事例に見られるとおり、各国市民の支持とニーズの双方を満たす環境協力は、最も協力関係を築きやすい政策分野のひとつといえよう。環境保護のための機能的連帯の促進により、重層的な交流と相互理解を実現することが、平和的な東アジア共同体を形成する重要な一歩となりうると思われる。そのために市民の果たすことのできる役割は増している。東アジアの市民が、国家間の政治的対立の壁を乗り越えて、全ての現代世代と将来世代の生命・生活を守る意識をもちうるか否かが問われている。とりわけ、自らが有する経済力および政治参加の手段と権利の分だけ、日韓市民の責任は重いといえよう。

注

- 1 この論文における「東アジア」は、日中韓および極東ロシア、モンゴル、北朝鮮、台湾を含む東北アジア地域と、ASEAN加盟諸国で構成される東南アジア地域をさすものとする。なお、本論文ではすでに刊行された著書・論文のタイトル、機関、組織、団体が名乗る正式名称を除き、Northeast Asiaをすべて「東北アジア」で統一する。
- 2 東アジアの環境協力を取り扱った先行研究として、総論的な内容としては、以下の文献が挙げられる。作本直行、井上秀典「環境法分野におけるアジアの地域協力」野村好弘、作本直行編『発展途上国の環境法』アジア経済研究所、1994年。明日香壽川「アジア地域の環境問題」小林英夫編著『現代アジアのフロンティア』社会評論社、2004年。加藤久和「アジアにおける地域環境レジームの形成」、名古屋大学法学論集202、2004年。星野智「『東アジア共同体』構想と環境ガバナンス—環境ガバナンスから環境共同体へ—」滝田憲治編『東アジア共同体への道』、中央大学出版部、2006年。Ben Bore, Ross Ramsay, and Donald R. Rothwell, *International Environmental Law in the Asia Pacific*, Kluwer Law International, 1998. Melissa G. Curley “Problems and prospects for regional environmental cooperation in East Asia” Melissa G. Curley and Nicholas Thomas. Eds., *Advancing East Asian regionalism*, Routledge, 2007.
- 3 2002年の朝日新聞社と中国社会科学院による日中国際調査では、“地球温暖化”は日本で関心が最も高い環境問題であり、日本の58%が選択した。一方、中国で“地球温暖化”を選択したのは22%にすぎなかった。中国で最も関心を集めたのが“大気、水、土の汚染”で、中国の40%が選択した。日本では“大気、水、土の汚染”を24%が選択していた。日中間で重視される環境問題に違いがあることが分かる。
『朝日総研レポート』第159号、朝日新聞社、2002年12月、p.144、p.169。
- 4 世界銀行『世界開発報告1992—開発と環境』、イースタンプックサービス、1992年、pp.10～11。
- 5 OECD編、環境庁地球環境部企画課+外務省経済局国際機関第二課監訳『OECDレポート：日本の環境政策、成果と課題』中央法規、1991年、p.188。
- 6 平成17年5月26日環境省発表によると、2003年の温室効果ガス排出量は90年比8.3%増で、京都議定書の目標達成は困難な状態になっている。
- 7 ただし日本の環境影響評価制度は、1976年に川崎市が条例を制定するなど、地方自治体レベルで進展していた。
- 8 現在の環境経済学の研究動向によれば、環境クズネツ曲線は経済成長が自動的に環境改善を実現するわけではない。以下の文献を参照されたい。Theodore Panayotou, “Demystifying the Environmental Kuznets Curve : Turning a Black Box into a Policy Tool” , *Environment and Development Economics*, Vol.2, No.4,1997, pp.465-484 . 松岡俊二・松本礼二・河内幾帆、「途上国の経済成長と環境問題—環境クズネツ曲線は成立するか」、『環境科学会誌』第11号4号、1998年。
- 9 原嶋洋平・森田恒幸「東アジア諸国の環境政策の発展過程の比較分析」『計画行政』18号、1995年。
- 10 James N. Rosenau, “Governance, Order, and Change in World Politics” James N. Rosenau and Ernst-Otto Czempiel eds., *Governance without Government: Order and Change in World Politics*, New York: Cambridge University Press, 1992, p.4.
- 11 渡辺昭夫、土山實男「グローバル・ガヴァナンスの射程」渡辺昭夫、土山實男編『グローバル・ガヴァナンス—政府なき秩序の模索—』東京大学出版会、2001年、p.7。
- 12 グローバル・ガバナンス委員会（京都フォーラム監訳）『地球リーダーシップ—新しい世界秩序を目指して』NHK出版、1995年、p.28。
- 13 L. C. Hempel, *Environmental Governance: The Global Challenge*. Island Press 1996, p.6.
- 14 Stephen D.Krasner ed., *International Regimes*, Cornell University Press, 1983, p.2.
- 15 NEASPECは政策対話のみならず、環境プロジェクトの実施という機能を持つ。詳しくはNEASPECホームページを参照されたい。
<<http://www.neaspec.org/index.asp>>
(2007年4月28日取得)
- 16 NOWPAPはUNEPが提唱した地域海行動計画である。詳しくはNOWPAPホームページを参照されたい。
<<http://www.nowpap.org/index.php>>
(2007年4月28日取得)
- 17 現在、EANETの将来発展作業部会において地域協定化に向けた議論が行われている。2004年8月のEANET第1回将来発展作業部会では、ASEAN煙霧協定の事例を検討しながら、財政的な問題だけでなく、法的性格についての議論も行われた。EANET/WGFD 1/11. August 2004. を参照されたい。
- 18 欧州における酸性雨問題に関する環境協力の進展については以下の文献を参照されたい。高橋若菜「環境問題をめぐる欧州地域協力枠組みの歴史的展開」『宇都宮国際学部研究論集』第17号、2004年。Arne Semb, “Sulphur dioxide: from protection of human lungs to remote lake restoration” , European Environment agency, *Late lessons from early warnings : the*

- precautionary principle 1896-2000. Environmental issue report No 22*, 2001. (邦訳題・松崎早苗監訳、水野玲子・安間武・山室真澄訳『LATE Lessons:14の事例から学ぶ予防原則』七つ森書館、2005年。)
- 19 第3回アジア・太平洋 NGO 会議に関する詳細は、『環境と公害』第24号3号、1995年1月、を参照されたい。
- 20 詳しくは AANEА ホームページを参照されたい。
<<http://www.mie-u.ac.jp/chiiki/aanea/>>
(2007年4月28日取得)
- 21 詳しくは NEAR 環境分科会が設立した web サイト『北東アジア環境情報広場』を参照されたい。
<http://www.npec.or.jp/northeast_asia/index.html>。
(2007年4月28日取得)
北東アジア自治体連合には2006年10月現在、日本10、中国6、韓国11、北朝鮮2、モンゴル22、ロシア14の6カ国65自治体が参加している。
- 22 「東アジア大都市ネットワーク21」の参加都市はバンコク、デリー、ハノイ、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、ソウル、シンガポール、台北、東京、ヤンゴンの計11都市。北京も参加していたが、2005年8月30日付で脱退した。ただし、2004年までに出された4回の共同宣言では、北京と台北双方が参加のうえで宣言がされている。詳細は「東アジア大都市ネットワーク21」のホームページを参照されたい。
<<http://www.chijihon.metro.tokyo.jp/asianet/>>
(2007年4月28日取得)
- 23 北九州市による国際環境協力については、以下の文献を参照されたい。財団法人九州経済調査協会『地方からの日中環境協力』NIRA 研究助成報告書0655、2006年。高木直人「環境国際協力と都市ネットワーク」仲村政文・葛川正義・伊東維年編『地域ルネッサンスとネットワーク』ミネルヴァ書房、2005年。
- 24 ただし、2003年11月に開催された EANET 第5回政府間会合において、2005年から事務局経費について、国連分担率をもとに、各国が何らかの形で資金貢献を果たすことを目指すと決定している。EANET/IG 5/10 Annex 2. November 2003. を参照されたい。
- 25 メコン河委員会 (MRC) 支援や流域環境監視の実施、戦略的環境保全枠組の作成などに環境援助が行われ、日本の影響力が行使されている。詳しくは ODA ホームページメコン地域開発コーナーを参照されたい。
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kunibetsu/m_kaihatsu/index.html> (2007年4月28日取得)
- 26 The Government of Japan, *Japan's Fourth National Communication -Under the United Nations Framework Convention on Climate Change -* January.2006, p.63.
<<http://unfccc.int/resource/docs/natc/japnc4.pdf>>
(2007年4月28日取得)
- 27 Marian A. L. Miller, *The Third World in Global Environmental Politics*. Lynne Rienner Publishers. Inc, 1995, p.73.
- 28 2002年の EANET モニタリング関連の国家支出では、ラオスとカンボジアの拠出額が不明となっている。一方、ベトナムは16000ドルを拠出している。EANET/WG 2/10.August 2003, を参照されたい。
- 29 山下秀俊「国際リサイクルの適正管理に向けて」寺西俊一・大島堅一・井上真編『地球環境保全への途』、有斐閣選書、2006年、p.221。
- 30 2007年4月現在、日本・ASEAN 間の EPA で発効しているのは、2002年に締結・発効した日本・シンガポール間の EPA のみである。ブルネイ、タイ、フィリピン、マレーシア、インドネシア、ベトナムの ASEAN 6カ国と日本との EPA は協議中である。
- 31 外務省ホームページ「経済連携協定 (EPA)/ 自由貿易協定 (FTA)」を参照されたい。
<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/fta/>>
(2007年4月28日取得)
なお、ブルネイとの EPA に限り、エネルギー分野での協力には触れられているが、環境分野での協力については大筋合意で触れられていない。
- 32 Peter M. Haas, "Prospect for effective Marine Governance in the North East Pacific Region" commissioned for the ESENA Workshop : Energy-Related Marine Issues in the Sea of Japan Tokyo, Japan, 11-12 July 1998, p.3.
<<http://www.nautilus.org/archives/papers/energy/HaasESENAY2.PDF>> (2007年4月28日取得)
- 33 村野健太郎「世界の酸性雨・越境大気汚染問題と国内研究の動向」『環境技術』vol.35.No.11.2006年11月、p.809。
- 34 3R イニシアティブ閣僚会議長総括 (日本語仮訳)
<<http://www.env.go.jp/recycle/3r/info/01.pdf>>
(2007年4月28日取得)
- 35 AANEА に参加した日本の NGO、地球環境と大気汚染を考える全国市民会議 (CASA) への問い合わせによる。
- 36 詳細はグリーンピースジャパンホームページを参照されたい。
<<http://www.greenpeace.or.jp/info/supporter/faq4.html>>
(2007年4月28日取得)
- 37 日本野鳥の会平成17年度事業報告・決算。
<<http://www.wbsj.org/jigyuu/report/2006/report.html>>
(2007年4月28日取得)
- 38 BUND ホームページを参照されたい。
<<http://www.bund.net/lab/reddot2/finanzen.htm>>
(2007年4月28日取得)
- 39 日本野鳥の会「平成18年度事業計画・予算」
<<http://www.wbsj.org/jigyuu/report/2006/plan.html>>

- (2007年4月28日取得)
- 40 中国環境問題研究会編『中国環境ハンドブック 2005 - 2006年版』蒼蒼社、2004年、には中国の環境NGOのリストが掲載されている。
- 41 中国政府によるNGO規制については以下の文献を参照されたい。Tony Saich, "Negotiating the State: The Development of Social Organizations in China", *China Quarterly*, 2000. エリザベス・エコノミー著、片岡夏実訳『中国環境レポート』築地書館、2004年、pp.136～182。
- 42 地方自治体による酸性雨研究の進展については以下の文献を参照されたい。玉置元則「地方自治体での酸性雨モニタリングと酸性雨研究の課題」『環境技術』vol.30.No.11、2001年11月。
- 43 UNEP/NOWPAP IG.10/10. 26 November 2005.
- 44 内閣府大臣官房政府広報室「環境問題に関する世論調査」平成17年9月調査。
- 45 具度完著、石坂幸一・福島みのり訳『韓国環境運動の社会学』、法政大学出版社、2001年（原著出版は1996年）、p.96。
- 46 「朝鮮日報日本語 web 版」2005年12月7日。
<http://japanese.chosun.com/site/data/html_dir/2005/12/07/20051207000040.html> (2007年4月28日取得)
- 47 李志東『中国の環境保護システム』東洋経済新報社、1999年、pp.178～180。
- 48 一例として、2006年10月31日から11月1日にかけて行われた『アジア3R推進会議』は、アジア19カ国が参加するアジア地域限定の環境会議としては最大規模の参加国を誇る会議となったが、そこには北朝鮮と台湾は含まれていない。
- 49 UNEP, *State of Environment, DPR Korea 2003*.
<<http://www.rrcap.unep.org/reports/soe/dprksoe.cfm>> を参照されたい。(2007年4月28日取得)
- 50 「人民網日本語版」2005年7月13日。
<http://j.people.com.cn/2005/07/13/jp20050713_51718.html> (2007年4月28日取得)
- 51 『Enviroasia』2002年12月11日付記事。
<http://www.enviroasia.info/news/news_detail.php3/K02121102J> (2007年4月28日取得)
- 52 「台湾週報」2005年12月2日。
<<http://www.roc-taiwan.or.jp/news/week/05/051202a.htm>>
この協定は、バーゼル条約に準じた内容となっている。なお、台湾側は「二国間協定」としているが、日本側の告示では「民間取決め」と告示している。日本側の告示は、経産省ホームページ「日・台間のバーゼル条約に準じた民間取決めの締結に伴う告示の制定について」2005年12月27日を参照されたい。
<http://www.meti.go.jp/policy/recycle/main/admin_info/law/10/pdf/kokuji_gaiyou.pdf> (2007年4月28日取得)
- 53 台湾のワシントン条約に対する姿勢については、台湾行政院農業委員会の野生生物および森林保護政策ページを参照されたい。
<<http://eng.coa.gov.tw/content.php?catid=9146>> (2007年4月28日取得)
- 54 台湾のバーゼル条約に対する姿勢については、台湾行政院環境保護署の関連ページを参照されたい。
<http://ivy2.epa.gov.tw/out_web/H/waste/basel/English/index.htm> (2007年4月28日取得)
- 55 ワシントン条約およびバーゼル条約の参加国リストの中に台湾は含まれていない。

“The Progress of Regional Environmental Cooperation in East Asia”

NOGUCHI Takeshi (Research assistant of Waseda University)

In East Asia, the geographic, economic, and political differences are the three barriers that obstruct the progress of regional environmental cooperation. This paper verified the manner in which environmental cooperation in East Asia progressed beyond these barriers.

From an early stage, every national government in East Asia has recognized the necessity of environmental measures; this has been proven by the maintenance of an environmental law in each state.

A general view of the environmental cooperation in East Asia brings to light three characteristic aspects: the importance of the Japanese initiative, the considerable influence of the Chinese environment, and the progress of environmental governance.

While regional environmental cooperation in East Asia has progressed beyond geographic and economic differences, the issue of political differences remains unsettled.

However, despite the differences in the political systems, environmental governance has progressed steadily. NGOs and certain local governments are playing an important role in bringing about regional environmental cooperation. I expect the progress of environmental governance to be the first step towards the realization of a peaceful East Asian community. The citizens of Japan and South Korea, who have political rights and economic power, have an important role in achieving this goal.